



流山市監査委員告示第9号

公の施設の指定管理者監査の結果に基づき講じた措置について、流山市長から通知があったので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第14項の規定により別添のとおり公表します。

令和4年9月1日

流山市監査委員

菅生 泰久



流山市監査委員

坂巻 儀一



大

第4号様式

流高第191号
令和4年7月8日

(宛先) 流山市監査委員

流山市長 井崎 義治



監査結果に基づき講じた措置について（通知）

令和4年6月2日付け、流監第36号で報告のあった監査の結果に基づき講じた措置について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第14項の規定により別紙のとおり通知します。

措置事項報告書

報告年月日・番号	令和4年6月2日・流監第36号		
監査の種別	公の施設の指定管理者監査		
部課等名	区分	指摘事項等	措置事項
公益社団法人流山市シルバー人材センター 健康福祉部高齢者支援課	指摘	基本協定書及び仕様書にて、施設の管理に関する業務の一部を第三者に再委託する際には事前に書面により申請し、市の承諾を得ることとされているが、文書が不存在となっていた。再委託の際の事務手続きを徹底されたい。	再委託する際の事務手続きを双方にて再度確認しました。
公益社団法人流山市シルバー人材センター	指摘	年次事業報告書のうち、管理に係る経費の収支状況に関する事項について、統一性のない箇所や誤記が散見された。指定管理者において正確な数字を把握するとともに、事務改善を行い適正な事業報告書の作成を求める。	年次報告書について、市へ提出する際には複数人で確認し、統一性のない箇所や誤記がないように努めます。
公益社団法人流山市シルバー人材センター	指摘	月次報告で提出された利用料金収入の積上げ額と収支決算額とに符合しない事項があった。相違は入金時期及び経理処理に起因するものとのことであったが、月次報告書の積上げが収支決算へと繋がることから、双方の金額に統一を図れるよう事務処理の見直しを行い、正確な数字による適切な事務の執行を求める。また、報告書の内容に修正が生じた場合は所管課への報告を徹底されたい。	利用料金収入の積み上げ額と収支決算額とに符合しない事項があったことについて、月をまたがった入金はせず、月末締めの金額を把握することにより、月次集計のミスを防止します。 なお、報告書に変更があった場合には所管課への報告を徹底します。
健康福祉部高齢者支援課	指摘	提出された年次業務報告書について、支出決算額などに統一性がなく誤りのあるものを收受していた。所管課としての適切な点検方法の構築及び指定管理者への指導を徹底されたい。	利用実績、収入・支出等の金額について、月次報告と年次報告分を担当者と係員の2人でチェックリストを用い確認をすることといたしました。 誤りや不明な箇所があれば、早急にセンター長に確認を取る体制を実施し、毎月の定例会において副センター長2名、シルバー人材センター事務局常務にも報告するようにし、共通認識としての意識を高めるようにしました。
公益社団法人流山市シルバー人材センター	意見	備品の点検・報告については、仕様書では備品台帳に即して年2回の備品の整理を行い、点検した備品については次年度4月末日までに市に台帳の提出をもって報告することとあるものの、行われていないかった。現在整理を行っているとのことであるため、整理後適切に報告を行うとともに、必要に応じて仕様書の内容を改めるよう所管課と協議されたい。	備品台帳の取り扱いについて、毎月の定例会の中で実施する日を決め、仕様書に基づき年2回の整理を遵守するよういたします。 その際には、担当課職員も立ち会い、備品の現存状況について確認をしてまいります。
公益社団法人流山市シルバー人材センター	意見	年次事業報告書について、基本協定書及び仕様書に定める期限までに提出がされていなかった。また、月次報告書記載の施設使用人数について、集計方法が異なる月があり、年次事業報告書の年間使用人数にも影響が及んでいた。報告書には利用者数に関して複数の調書があり、調書により集計基準が異なるとのことであったが、事務処理が煩雑となることから、報告書の様式について見直しを行うとともに、統一的な事務が行えるようマニュアルを再整備されたい。	年次報告書について、期限までに提出するように努めます。 集計方法について、担当者で異なる扱いをしていたことから、統一的な事務処理が行えるよう、マニュアルを作成しました。 また、様式の見直しについては担当課と協議してまいります。

1 措置事項については、監査結果に基づき、又は監査の結果を参考として措置を講じた事項を記入すること。

2 区分については、指摘事項又は、検討・要望事項等の監査委員意見の区分を記入すること。表示は、「指摘」又は「意見」とする。